

指定介護福祉施設サービス重要事項説明書

【早川町 指定1990700062号】

社 会 福 祉 法 人 富 士 厚 生 会

特別養護老人ホーム 草塩おんせん

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適切なユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定し計画的にサービスを提供します。

また、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます

2. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 富士厚生会
法人の所在地	静岡県富士宮市上井出2029-1
代表者の職・氏名	理事長 吉川 雄二
電話番号	0544-54-6600
FAX番号	0544-54-6601

3. 施設の内容

(1) 提供できるサービスの地域

施設名	特別養護老人ホーム 草塩おんせん
施設の形態	特別養護老人ホーム ユニット型地域密着型介護老人福祉施設
指定番号	早川町 指定1990700062号
所在地	山梨県南巨摩郡早川町草塩字下河原79-1
施設長 氏名	江本 隆治
電話番号	0556-20-5155
FAX番号	0556-45-3088
指定を受けた地域	早川町

(2) 施設の職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
施設長	業務の一元的管理	1人	人	1人
医師	健康管理及び保健衛生の指導	人	1人	1人
生活相談員	生活相談及び指導	1人	人	1人
事務員	経理・預り金・庶務	1人	人	1人
介護支援専門員	地域密着型施設サービス計画の作成	1人	人	1人
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1以上	1以上	1以上
兼看護職員	入居者の保健衛生管理及び看護業務			
看護職員	入居者の保健衛生管理及び看護業務	1以上	1以上	2以上
介護職員	介護業務	10以上	2以上	12以上
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1人	人	1人
調理員	入居者の食事の支度(外部委託)	2人	人	2人

(3) 施設の概要

敷地面積	2,986㎡
建物の構造	鉄骨造1階建
延床面積	1,515㎡
定員	29名
居室	29室(ユニット型個室)
共同生活室	119.85㎡ 10名 105.03㎡ 10名 112.14㎡ 9名
浴室	3室 (個人浴槽2カ所、特殊浴槽1カ所) イ 入居者が使用しやすい個人浴槽 ロ 要介助者用の特殊浴槽

洗面所及び便所	洗面所 居室内各1カ所 共同生活室内各1カ所 便所 各ユニット内3カ所
医務室	1室 医療法に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えます。

4. 施設サービスの内容

(1) 基本サービス

食事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士による献立により、身体状況、疾病状況及び嗜好等を考慮しながら、食事の提供に努めます。 ・入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供します。 ・ユニットごとに共同生活室又は居室で、離床して摂取していただくよう支援します。 ・朝食7時30分～ 昼食12時～ 夕食17時00分～
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴は週2回以上、入浴できない場合は清拭を行います。 ・重度であっても、身体状況に応じた設備を使用して入浴することができます。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の改善又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医による診察を週に1回行います。 ・看護職員により、入居期間中のバイタルチェック及び服薬管理等必要な健康管理を実施します。 ・入院治療等の必要が生じた場合は、協力医療機関である飯富病院に対応の要請をします。
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の状況や環境等の的確な把握に努め、入居者及びその家族に対し誠実に相談等に応じます。又、必要な助言やその他の援助を行います。
社会生活上の 便宜の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援します。 ・入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合には、その同意を得て代行します。 ・入居者の家族が訪問しやすい雰囲気づくりに努め、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めます
その他自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。 ・重度化防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツの交換は、週1回、寝具の消毒は、月1回実施します。
ユニット型の地域密着型施設サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、他の職員と協議のうえサービス計画を作成し、サービスの目標、達成時期、サービス内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。

(2) その他のサービス

理美容	・毎月、資格のある理美容の業者がきますので、希望の方は申出ください。
所持品の管理	・保管できるスペースに限りがございますので、最小限にお願いします。
預り金等の管理	・入居者の金品を預り金等取扱保管規程に従い管理いたします。
レクリエーション	・年間を通して施設内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがございます。

5. 利用料金

当該ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供(介護保険適用部分)に際し、入所者が負担する利用料金は、原則として厚生労働大臣が定める介護報酬額の1割となります。(介護負担割合証に記載されている割合が基準額の負担割合となります。)

□介護報酬

(1) 基本料金(1日当たり)

介護区分	介護サービス費1割	介護サービス費2割	介護サービス費3割
要介護1	682円	1,364円	2,046円
要介護2	753円	1,506円	2,259円
要介護3	828円	1,656円	2,484円
要介護4	901円	1,802円	2,703円
要介護5	971円	1,942円	2,913円

※上記金額は介護報酬の一割、二割、三割自己負担分となっています。

居住費(室料+光熱水相当+管理費)			食費(食材費、調理費相当分)		
所得段階	R6.7.31まで	R6.8.1から	所得段階	R6.7.31まで	R6.8.1から
(第4段階)	2,006円/日	2,150円/日	(第4段階)	1,450円/日	1,600円/日
(第3段階)②	1,310円/日	1,370円/日	(第3段階)②	1,360円/日	1,360円/日
(第3段階)①	1,310円/日	1,370円/日	(第3段階)①	650円/日	650円/日
(第2段階)	820円/日	880円/日	(第2段階)	390円/日	390円/日
(第1段階)	820円/日	880円/日	(第1段階)	300円/日	300円/日

※ 介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、介護負担限度額認定証に記載されている居住費・食費の額となります。

※ 入居者が入院・外泊期間中においても居住費のみ上記料金をいただきます。

加算名	単位数		加算名	単位数
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日		経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月 原則6ヶ月以内に限り
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日		経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日		経口移行加算	28単位/日 原則180日以内に限り
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	※	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した総単位数の 8.3%の単位数
安全対策体制加算(入所日)	20単位	※	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	算定した総単位数の 6.0%の単位数
看護体制加算(Ⅰ)	12単位/日	※	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	算定した総単位数の 3.3%の単位数
看護体制加算(Ⅱ)	23単位/日	※	特定処遇改善加算(Ⅰ)	算定した総単位数の 2.7%の単位数
夜勤職員配置加算	46単位/日	※	特定処遇改善加算(Ⅱ)	算定した総単位数の 2.3%の単位数
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	56単位/日	※	ベースアップ支援加算	算定した総単位数の 1.6%の単位数
栄養マネジメント強化加算	11単位/日		看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日45日前～31日前 72単位
低栄養リスク改善加算	300単位/月 原則6ヶ月以内			死亡日4日以上30日以下 144単位
再入所時栄養連携加算	400単位/回			死亡日の前日、前々日 680単位
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月			死亡日 1280単位
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月		看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日4日以上30日以下 144単位
入院・外泊時の加算	246単位/日 月6日限度			死亡日の前日、前々日 780単位
退所前訪問相談援助加算	460単位/1回のみ			死亡日 1580単位
退所後訪問相談援助加算	460単位/1回のみ		個別機能訓練加算	12単位/日
退所時相談援助加算	400単位/1回のみ		在宅復帰支援機能加算	10単位/日
退所前連携加算	500単位/1回のみ		在宅・入所相互利用加算	40単位/日
初期加算	30単位/日		配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間の場合)	650単位/回
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月		配置医師緊急時対応加算 (深夜の場合)	1300単位/回
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月			
退所時情報提供加算	250単位/回		認知症ケア加算	
協力医療機関連携加算	5単位/月		認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120単位/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月			

上記の内(※)印の介護処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、特定処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、ベースアップ支援加算においては、令和6年5月31日までの算定となり、令和6年6月1日から以下の通り、ひとまとめになった加算へ変更となります。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した総単位数の14.0%の単位数
---------------	--------------------

その他

項目	金額	内容
事務管理費	3,000円/月	・金銭等管理は、預り金等管理サービスにより承ります。
教養娯楽費	実費	・全体行事活動材料費(納涼祭・クリスマス会等)・おやつ時飲み物代
理美容代	実費/回	・入居者の希望によって提供した場合
持込家電電気代	500円/月	・個人専用の家電製品を持込した場合
施設個室用TV代 早川町CATV代	50円/日 540円/月	・施設の個室用TVを使用した場合 ・早川町のCATV利用料
入居者に負担していた だくことが適切であるもの	実費/毎	・日常生活においても通常必要となるものに 係る費用であって、その入居者に負担して いただくことが適当と認められるもの。

6. サービス利用に当たっての留意事項

面会	・土日祝日に関わらずいつでも可能です。 ただし、面会時間は原則9:00～17:00です。 (時間外は事前にご連絡ください。又、感染症対策として面会制限をかけさせていただきます場合があります。)
外出・外泊	・外泊等は、事前にご連絡いただければいつでも結構です。
喫煙・飲酒	・入居者及び面会者の喫煙は、指定された場所をお願いいたします。 ・飲酒は可能ですが、他の入居者に迷惑をかけない程度をお願いいたします。 ・医師の指示により、ご遠慮いただくことがあります。
居室	・居室は、施設で用意し、入居者及びその家族の同意を得た居室に入居していただきます。 ・特別な事情がない限り、他の入居者の居室への入室はご遠慮ください。 ・特別な事情により、相互の入居者及び家族の同意を得て居室の変更をさせていただきます場合があります。
設備・器具	・設備・器具等は、原則自由にご利用できます。但し、種類により危険を伴うような設備・備品に関しては、職員の付き添い又は使用を禁止させていただきます場合があります。
宗教活動	・他の入居者への勧誘及び布教活動はご遠慮ください。
政治活動	・施設内での政治的活動はご遠慮ください。また、他の入居者へ影響を与えるような言動もご遠慮ください。
ペット	・ペットの持ち込みはご遠慮ください。
迷惑行為	・他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
健康保持	・健康診断、インフルエンザ予防接種等にご協力ください。
協力医療機関 以外の医療機 関への受診	・協力医療機関以外の医療機関への受診には、御家族にご同行していただく場合があります。また、他の医療機関への受診を入居者及び御家族が希望される場合は、御家族に対応していただきます。
衛生保持	・消費期限切れの食品等は直ちに廃棄するようお願いいたします。
その他	・サービスに関する希望、問い合わせ、苦情等については遠慮なく担当者にお申し出ください。

7. 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防及び地震、風水害豪雪対策計画を作成し、その計画に基づき、入居者及び従業者等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に入居者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに施設の医師又は協力医療機関(飯富病院)、各関係機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

施設サービス提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族、市町、関係機関等へ連絡し、事故の経緯や状況、職員の対応について記録するとともに原因等を検討し再発防止につとめます。また、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密の保持を厳守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

11. 入居者の尊厳

入居者の人権・プライバシー保護のための職員教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の事由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 虐待防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じます。

14. 感染症の対策及び蔓延防止

感染症の対策及び蔓延防止のために委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

15. 運営推進会議の設置

早川町職員・地域住民の代表・施設代表・家族代表・入居者代表で運営推進会議を設置し概ね2ヶ月に1回活動状況を報告し評価を受けるとともに必要な要望、助言を聞く機会を設けます。

16. 看取り介護について

入所時に看取り介護の指針について同意をいただきます。

17. 苦情相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口で対応いたします。

- ・苦情相談窓口 生活相談員 : 千須和 智子・山本和久
- ・受付時間 月曜～金曜日 9:00～17:00
- ・受付方法 電話 0556-20-5155
- ・苦情解決責任者 施設長 : 江本 隆治

(2) 公的機関においても、次の機関に苦情申し出ができます。

- ・早川町福祉保健課
電話 0556-45-2363
受付時間 9:00～17:00(土日、祝日を除く)
- ・山梨県国民健康保険団体連合会業務部介護保険課苦情相談係
電話 055-223-9201

(3) 苦情処理第三者委員

- 氏名: 小長谷 保
- 所属 弁護士
- 電話 0545-53-1363

- 氏名: 望月 公隆
- 所属: 早川町児童・民生委員協議会会長
- 電話 0556-45-2096

※ 公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

18. 第三者評価

当施設は、現在のところ第三者評価を受けていません。

19. 協力医療機関

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(1) 医療機関

医療機関名	身延町早川町組合立 飯富病院
住 所	山梨県南巨摩郡身延町飯富1628
電 話	(代)0556-42-2322
診 察 科	内 科、外科、心療内科、整形外科、皮膚科、耳鼻科他

(2) 歯科機関

医療機関名	ゆう歯科クリニック
住 所	山梨県南巨摩郡南部町万沢1326-10
電 話	0556-67-1182
診 察 科	歯 科

◇緊急時の連絡先

なお、緊急時の場合には、入居者代理人に連絡します。

20. 損害賠償

当施設において、施設の責任により入居者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

当事業所は、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供開始に当たり、入居者及び入居者の御家族に対してこの説明書に基づいて上記重要事項を説明しました。

< 事業者 >

社会福祉法人 富士厚生会

施設所在地 山梨県南巨摩郡早川町草塩字下河原79-1
施設名 特別養護老人ホーム 草塩おんせん
説明者 生活相談員 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から施設が提供するサービスについての重要事項説明を受け同意しました。

< 入居者 >

氏名 _____ 印

<入居者代理人>

住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄)

電話 _____